

資 産 管 理 規 程

(目的)

第1条 この規程は、北尾自治会規約第38条に基づく管財部が管理する資産及び同規約39条に基づく総会の議決を要する資産について必要な事項を定める。

(資産の管理)

第2条 管財部が管理する資産は次のとおりとする。

- (1) 土地
- (2) 共同墓地
- (3) 山車
- (4) 基金

(資産の処分)

第3条 資産を処分し、または担保に供する場合に、総会の議決を要する資産は次のとおりとする。

- (1) 土地
- (2) 建物
- (3) 共同墓地
- (4) 山車

附 則

この規程は、平成4年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。